



発行 行
大阪市港区築港1-12-27
全日本港湾労働組合関西地方大阪支部
発行責任者 林 繁 行



戦争法案を廃案に！安倍政権は退陣せよ！

執行委員長 山元一英

7割以上に上る圧倒的多数の民衆が反対をしている「戦争法案」が、参議院ないしは衆議院で再可決(参議院で採決されない場合、60日以内に衆議院で3分の2以上の賛成

今は、法案の廃案と安倍内閣打倒の闘いを力一杯闘わなければなりません。

多くの憲法学者、文化人のみならず、圧倒的な民衆が連日国会前で抗議の声を上げて

上下院で日米軍事一体化・集団的自衛権の行使を宣言し、米国の侵略戦争に日本が「積極的平和主義」で協力することを誓約したのです。安倍は日本の首相なのか？それとも米国の首相なのか？日本の民主主義は、どこに行ったのかと思います。

2つは、戦後70年間日本が「平和国家」を維持できたのは、米国が行った朝鮮戦争にも、ベトナム戦争にも、その他湾岸、アフガン、イラク、



多数で可決成立)されようとしています。この記事が出るころには、強行可決され、成立している可能性があります。が、「平和国家」から「戦争する国」への転換を許さない闘いは、決して終わるわけはありません。

いるのは何故か？

1つは、安倍首相の民主主義を蔑(ないがしろ)にした独裁的政治手法です。安倍は、日本の国会で法案の上程もしていない、ましてや論議、決定もしていない段階での「安保法案」を、訪米時に米国の



反テロ戦争にも自衛隊を参戦させず、現憲法下では「集団的自衛権は認められない」との立場が、参戦の歯止めとなっ

ていたからです。

日米安全保障条約は、50年代、60年代は「米軍は日本の防衛にとって必要」、70年安保自動延長では、「極東(「北朝鮮」・中国)の安全にとって重要」と範囲が拡大され、95年新安保宣言で日米共同軍事協力へと、安保体制の変貌がなされてきたとはいえ、それは現平和憲法下でぎりぎり認めてきた「専守防衛」「個別的自衛権」の範囲にとどまっていたからに他なりません。「集団的自衛権の容認は憲法違反である」ことは、誰の目にも明らかとなっています。



3つに、今回の安保法案は、安倍や右翼推進派が言うような「日本の安全のため、日本国民を守るため」などと言う日本防衛を目的とするものではなく、米国の戦争に日本が支援・協力するための法律であることは、これまでの国会論議や法案の不備で明らかとなっています。地球の裏側まで自衛隊を送りこむことが、日本国民を守る事なのか。

米艦船や戦闘機に燃料や弾薬を補給することが、日本の防衛と言えるのか？

このように、戦争を合法化する極めて危険な戦争法案を

見過ごすならば、子や孫の時代に「戦争する国」が現出した時、大人の責任としてどのように言い訳ができるであろうか。

全港湾は、北海道から沖縄までの全国統一行動(30分の時限スト)を決定した。団結の力で、戦争法案を粉砕しよう！

大阪アクションに結集しよう

2014年7月、民意を無視して、辺野古新基地建設が強行された。

大阪で反戦運動をしている団体が呼びかけ、大阪でも運動体をひとつにして、以後、「大阪アクション」として活動することが確認された。

沖縄で開催された緊急集会にあわせて関西集会を2014年8月以降、5回開催してきた。また、神戸の第5管区海上保安庁に対して、海保職員の暴力的な拘束や過剰な警備について抗議を申し入れ、あるいは、基地工事を請け負っている大成建設関西支社と中央開発関西支店にも抗議行動を行ってきた。

1年間の活動の総括的集会として8月23日、前泊博盛沖縄国際大学教授をお招きして、「大阪アクション1周年とこれから」集会を開催した。

前泊さんは、沖縄が植民地支配されてきた過去の歴史を振り返り、政府が沖縄を見捨ててきた結果、事件・事故が後を絶たない。沖縄では以前まで自衛隊を送りこむことが、日本国民を守る事なのか。

きた。しかし、日米政府が基地建設を辺野古に押しつけている問題をすり替え、新基地は国外、県外という声が多くなり、翁長知事がワシントンなどのシンクタンクと交渉し、



前泊博盛沖縄国際大学教授

沖縄の問題を海外で訴え、政策を変えることを促しています。

日本には133カ所もの米軍基地があるが、沖縄になぜ74%の基地の負担がされているのでしょうか。関西でも昨年、京都府にXバンドレーダー基



地が作られたが、大阪府にはない。橋下市長が関空に引き受けることを提案したが口先だけで終わっている。ここで

考えなければならないことは「沖縄の県民は痛みを他人に押しつけない」と言い続けていること。「ぬちどう宝」は一人の命も粗末にしないことだ。しかし、何一つ解決されず戦後70年経った。基地が老朽化し、米軍は新しい基地を作りたいが予算がないので、日本政府に予算を計上させ、辺野古に基地を作ろうとしている。辺野古基地建設に10年、普天間基地撤去5年と、矛盾しているという問題もある。危険なのは嘉手納基地も449件の事故があるが、なぜ無視するのか。ほとんどの事故が原因究明無くあやふやにされている現状に、私たちは現地と情報の交換をしながら、闘争することが重要である。

これからも大阪アクションに参加してヤマトでも訴えていくことが求められます。

大阪アクションは当初9団体で立ち上がったが、現在では18団体に拡大された。辺野古基地建設を断念させるまでがんばりましょう。

(執行部 陣内)

支部第10期労働学校

有意義だった4講座

2015年8月29日(土)~30日(日)の2日間、芦屋山荘で第10期労働学校が4名の講師をお招きして開催されました。参加者は33名でした。

第1講座「弾圧に抗して」

マスコミを利用した運動妨害

第1講座の講師は市民運動家のHさんでした。

Hさんらは昨年9月、京都Xバンドリーダー反対集会に行くためのバスを用意しましたが、これが「白バス行為違反(道路運送法第4条)」であると、今年6月4日に3名が不当逮捕されました。集会から9ヶ月も経て、当事者たちも自身の記憶から消えている状態での逮捕でした。

自宅捜索もずさんなもので、パソコンも押収せず、ピラなどを探していた様子で、いったい何を押収しに来たのか不明なまま、外では朝日放送とサンケイ新聞だけが来ていた。「早朝に



道路交通法違反として拘束する」と、マスコミにリークするということは、Xバンドリーダー設置や戦争法案に反対する運動への弾圧、萎縮効果を狙ったことです。バスを出していない連帯労組までもが自宅捜索に入りましたが、連帯は業務妨害で

訴える準備をしています。

西警察署や大阪府警本部に対して、不当逮捕に対する抗議行動も継続して取り組みました。

第2講座「メンタルヘルス」

発見よりも予防が大切

講師に関西労働者安全センターの西野事務局長を招いて講義を受けました。

この講座は中央本部方針でもある本年12月施行予定の「ストレスチェック制度」に対する学習の必要性からの取り組みです。

西野氏は、「こころの健康を守ろう、働きやすい職場作りのために」と題して、近年の自殺者の増加の傾向と分析、とりわけ、様々なストレス、人間関係の問題について取り上げられました。中でも40歳代から60歳までの、いわゆる「働き盛り」の年代に自殺者が多発していることは何を意味しているのか。西野氏は、職場でのストレスが大きく影響を及ぼしているとの見解を述べました。

職場における上司との関係や業務上のノルマ、労働強化等、そして、家族とのコミュニケーションのあり方など様々な要因

20日間の勾留は免れないと思われる中で、弁護士同席の会議を複数回持ち、準抗告を申し立て、結果、勾留延長は認められず、13日間の勾留だけで保釈されました。

勾留期限中に保釈される統計は犯罪白書によると1%程度です。勾留延長できなかったことで、不当逮捕が立証されたこととなります。

今後、刑法改悪による盗聴拡大や司法取引などで運動を萎縮させることが予想されますが、このような反動立法に対して、断固とした闘いを広範に取り組んでいきましょう。

(執行委員 陣内)

があるとしながらも、「働き盛り」の年代層という問題を考えた場合、職場での環境改善が必要と話されました。



大阪支部の各職場のように、しっかりした労働組合が存在する職場では、上司との関係は、比較的対等の立場を貫いていることもあり、ストレスは少ないのです。そう仮定すると、職場での人間関係や仕事が、「働き盛り」の人たちに最もストレスを与えていると判断せざるを得ません。

最後に、「ストレスチェック制度」の目的は早期発見・治療

ではなく、一次予防であることとし、「病気になるようにする」「メンタルヘルス不調に陥らない」「ストレスの原因と

第3講座「団交への第三者の介入」

弁護士費用は支払う矛盾

第3講座は、近年、新組織の会社側と団体交渉が持たれる際、会社側の弁護士が同席するか若しくは弁護士だけといった場面がある。こんな場合に組合側がどのように対処したらいいのか、労側弁護士から見た会社側弁護士への対応について、「団体交渉時の第三者の介入」と題して、大阪労働者弁護団の喜多鉄春弁護士から講義を受けました。



まず、「団体交渉」とは「使用者は労働者の要求に応じて誠実に交渉することを法的に義務付けられているというべきあり」、この誠実交渉義務は「労働組合の主張に対して誠実に対応することを通じて、合意形成の可能性を模索する義務」と話されました。

このことから使用者は、労働組合に対して労働条件及び諸問題について誠実に団体交渉を行うことを義務づけられています。従って弁護士だけが団体交渉に出席して、組合と直接向き合うことは避けるべきである。

会社が弁護士を「防波堤」とする団体交渉や会社側が出席していても弁護士任せの形式的な団体交渉は、誠実な団体交渉を

なる職場環境の改善をする」必要があると締めくくりました。
(書記長 林)

する意思のないことを表明しているに等しく、不誠実団交・団交拒否と評価されると考えられます。

しかし、弁護士に団体交渉を委任することの是非について、判例は見当たらず、学説も十分

第4講座「全港湾を取り巻く社会情勢」

組織拡大が急務！

第4講座は中央本部・真島書記長の講義でした。

書記長は始めの自己紹介において、20代の頃は地域の反原発運動に取り組み、どちらかと言うと全港湾の労働運動とは距離を置いた活動をしていたそうです。具体的には住民投票に勝つ



ために一軒一軒を訪問したり、市議会を封鎖するための座り込み行動など、地域における大衆運動の活動が中心であり、その経験が全港湾における労働運動の原点になっていると述べられました。

東西冷戦終了後の世界情勢は、米・レーガノミクス、英・サッ



に論じたものは少ないと話されました。

私は、使用者の弁護士を「利用」するのか、あるいは「排除」の方向で臨むのか、その時どきの会社側及び弁護士の姿勢によってわかれると感じました。

(執行委員 赤保)

チャーリズムを発祥とする「新自由主義」という弱肉強食むき出しの思想が台頭し、格差が広がっている。しかし、こうした立場の労働者を救済しない労働組合が存在している。全港湾は、その出発点でもある日雇労働者の組織化、弱い立場の労働者を救済する運動を進めることの重要性を訴えられた。

労働運動の原点は職場大衆であり、既存正規労働者の組織拡大が急務である。企業内労使交渉から脱却し、周りを見渡して非正規労働者を組織し、産別運動を拡大することが必要だと述べられました。

最後に、印象に残ったこととして「若者には教育より闘う精神があるかどうか」と「聞く耳は持つが決して迎合しない」という発言でした。どちらも含蓄の深い言葉で、今後の労働運動に活かすべきと思いました。

(大正埠頭分会 吉本)